広島県告示第二百七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

所在地	土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
広島県広島市佐伯区八幡東一丁目、同区八幡東三丁目町、同区八幡東四丁目、同区利松二丁目、同区利松三丁目及び同区五日市町大字高井地内	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示		区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	
	利松三丁目（四八八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		利松三丁目（四八八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十号）で定める事項
	利松三丁目一七（五九〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		利松三丁目一七（五九〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	利松三丁目一五（四八三九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		利松三丁目一五（四八三九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	利松（五八七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		利松（五八七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	利松四一二（四〇三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		利松四一二（四〇三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	利松三三一（六五一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		利松三三一（六五一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	利松二丁目一五（五九六―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		利松二丁目一五（五九六―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	利松二丁目一五（五九六―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		利松二丁目一五（五九六―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	利松二丁目一七（六九〇五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		利松二丁目一七（六九〇五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	八幡東四丁目（六二一八―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり		八幡東四丁目（六二一八―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	

八幡東四丁目（六二一八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	八幡東四丁目（六二一八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八幡東四丁目（六二一七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	八幡東四丁目（六二一七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八幡東四丁目（六二一七―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	八幡東四丁目（六二一七―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八幡東四丁目（六二一七―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	八幡東四丁目（六二一七―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八幡東四丁目（六二一七―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	八幡東四丁目（六二一七―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中地五二三（六〇三―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	中地五二三（六〇三―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中地五二三（六〇三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	中地五二三（六〇三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八幡東三丁目（五九五）、中地五〇四（六四一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	八幡東三丁目（五九五）、中地五〇四（六四一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八幡東三丁目（四八五）、中地一四三四（六四二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	八幡東三丁目（四八五）、中地一四三四（六四二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八幡東三丁目二二（五八四九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	八幡東三丁目二二（五八四九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中地六二一（六四〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	中地六二一（六四〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中地四六（三八三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	中地四六（三八三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八幡東一丁目二六（四八四二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	八幡東一丁目二六（四八四二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
美鈴園（三六二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	美鈴園（三六二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉ヶ迫川一号（二五）	土石流	次の図のとおり	杉ヶ迫川一号（二五）	土石流	次の図のとおり

杉ヶ迫川二号（二六）	土石流	次の図のとおり
石内川支川（三五）	土石流	次の図のとおり
和田川（五八隣一）	土石流	次の図のとおり
和田川（五八隣二）	土石流	次の図のとおり
和田川（五八）	土石流	次の図のとおり
大谷川（五九）	土石流	次の図のとおり
大谷川（五九隣）	土石流	次の図のとおり
城の下川（六〇）	土石流	次の図のとおり
石内川支川（六一ａ）	土石流	次の図のとおり
石内川支川（六一ｂ）	土石流	次の図のとおり
石内川支川（六一隣）	土石流	次の図のとおり
石内川支川（六三）	土石流	次の図のとおり
石内川支川（六三隣一）	土石流	次の図のとおり
石内川支川（六三隣二）	土石流	次の図のとおり
石内川支川（六三隣三）	土石流	次の図のとおり
石内川支川（九六ａ）	土石流	次の図のとおり
石内川支川（九六ｂ）	土石流	次の図のとおり

杉ヶ迫川二号（二六）	土石流	次の図のとおり
石内川支川（三五）	土石流	次の図のとおり
和田川（五八隣一）	土石流	次の図のとおり
和田川（五八隣二）	土石流	次の図のとおり
和田川（五八）	土石流	次の図のとおり
大谷川（五九隣）	土石流	次の図のとおり
城の下川（六〇）	土石流	次の図のとおり
石内川支川（六一ａ）	土石流	次の図のとおり
石内川支川（六一ｂ）	土石流	次の図のとおり
石内川支川（六三）	土石流	次の図のとおり
石内川支川（六三隣一）	土石流	次の図のとおり
石内川支川（六三隣二）	土石流	次の図のとおり
石内川支川（六三隣三）	土石流	次の図のとおり
石内川支川（九六ａ）	土石流	次の図のとおり
石内川支川（九六ｂ）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。